度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）また、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、特定建設工事共同企業体である場合は、代表者が、上記の中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）また、説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

１）単体有資格業者として申請する場合　次の㋐から㋒に掲げる要件をすべて満たす水門を製作し、据え付けした工事の実績を有すること。なお、㋐から㋒は、同一水門とし、新設又は更新の工事実績であること。但し、同一水門であれば、製作工事と据付工事が同一工事でなくても良い。

㋐　ダム用であること。

㋑　ゲート形式が高圧（※１）ラジアルゲートであること。

㋒　１門当たりの扉体面積（※２）が16㎡以上であること。

２）特定建設工事共同企業体として申請する場合　代表者は、上記１）の実績を有すること。構成員は、次の㋐から㋒に掲げる要件をすべて満たす水門を製作し、据え付けした工事の実績を有すること。なお、㋐から㋒は、同一水門とし、新設又は更新の工事実績であること。但し、同一水門であれば、製作工事と据付工事が同一工事でなくても良い。

㋐　ダム用であること。

㋑　ゲート形式が高圧（※１）ラジアルゲート、又は、高圧（※１）ローラゲート、又は、高圧（※１）スライドゲートであること。

㋒　１門当たりの扉体面積（※２）が、

ａ．高圧（※１）ラジアルゲートでは面積は問わない。

ｂ．高圧（※１）ローラゲート、高圧（※１）スライドゲートでは26㎡以上であること。

※１　高圧とは、設計水深が25m以上のものをいう。

※２　扉体面積とは、純径間×有効高（又は、扉高）とする。

⑸　次に掲げる基準を満たす設計技術者を本設計業務の契約締結日までに配置できること。

なお、設計技術者とは、本設計業務に配置する管理技術者及び照査技術者をいう。管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。

①　管理技術者

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　設計技術者は下記⒜から⒠のいずれかの資格を有すること。

⒜　技術士（総合技術監理部門―建設、機械、又は、建設部門、機械部門）

⒝　博士（工学）（専門分野：ダム用水門設備の実施（詳細）設計に関する研究）

⒞　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：河川・ダム―業務：計画・調査・設計）又は、（施設分野：土木機械設備―業務：計画・調査・設計）

⒟　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

⒠　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通省の登録を受けた資格をいう。ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

②　照査技術者

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　設計技術者は下記⒜から⒠のいずれかの資格を有すること。

⒜　技術士（総合技術監理部門―建設、機械、又は、建設部門、機械部門）

⒝　博士（工学）（専門分野：ダム用水門設備の実施（詳細）設計に関する研究）

⒞　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：河川・ダム―業務：計画・調査・設計）又は、（施設分野：土木機械設備―業務：計画・調査・設計）

⒟　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

⒠　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通省の登録を受けた資格をいう。ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者において、⑸①及び②の基準を満たす技術者を配置できること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

①㋐　監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

・１級土木施工管理技士の資格を有する者

・１級建築施工管理技士の資格を有する者

・１級建築士の資格を有する者

・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

・１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

㋑　主任技術者を配置する場合は、㋐に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

・２級土木施工管理技士（種別―土木）の資格を有する者

・２級建築施工管理技士（種別―躯体）の資格を有する者

・登録橋梁基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）」を参照）